

令和８年あきる野市農業委員会 ８月総会議事録

令和８年８月２５日（火）午後１時３０分、令和８年あきる野市農業委員会８月総会は、あきる野市役所５階、５０３会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 戸田崇史 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第１号議案 | 農地法第３条の規定による許可申請の許可について |
| 第２号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第３号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第４号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時29分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻前ですが皆さまお揃いですので、始めたいと思います。

本日は現委員での最後の総会になりまして、今期で野崎委員が退任ということで、合計で6年間、大変ありがとうございました。また引き続きご協力、ご指導いただくこともあると思いますが、よろしくお願いします。また、9月1日に臨時総会を予定しておりますので、よろしくお願いします。それではただ今から、令和8年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。皆様お忙しいところ、農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。天気が良くて、先ほどニュースを見ておりましたら八王子で35.4度を超えていたということで、あきる野市にはテレビに出るような温度計は無いらしくて分からないらしいのですが、八王子で35.4度ということは、この辺もそれか、それ以上くらい暑くなるのではないかとということで、まだ残暑が厳しいので畑に行ったりして熱中症にならないようにお気をつけください。今日の案件ですけれども、1人呼びしております。また後半の方で、0平方メートルという方が3人居るんですけれど、その方に関しては面積が小さいということで、呼びしておりません。是非本人が来ておりますので、質問よろしくお願いします。では、よろしくお願いします。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) 諸報告、7月29日、水曜日に瑞穂町で開催された「西多摩地方農業委員会連合会臨時総会」に私と事務局長が出席しました。また、8月17日、月曜日に千代田区で開催された「一般社団法人東京農業会議令和8年度臨時総会」に私と事務局長が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は佐藤委員と米倉委員になります。よろしくお願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日は、ご本人呼びしている案件が1件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、議事に入りたいと思います。第1号議案、収受66から68については、関連案件のため、一括で審議いたします。事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、収受66から68、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受66 朗読)

(第1号議案・収受67 朗読)

(第1号議案・収受68 朗読)

(議長) 続きまして、収受 66 から 68 について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) それでは報告いたします。8 月 19 日に栗原委員と事務局 2 名と私の 4 人で現地調査を行っております。地図は 8 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

地図の議案の農地に囲まれた〇〇〇〇番に、小さな中古物件があります。こちらは農地付きの中古物件となりまして、譲受人の△△さんは、ここを購入して移住するとのこと。地図の左上の方になりますけど、畑①、畑②、畑③は緩やかな斜面になっておりまして、畑②を中心にウメの木が 15 本ほどあります。畑③こちらの方にはキウイの棚があります。畑①と畑②の境にはカキの木が 1 本ございます。下草はさほど伸びていませんで、しっかりと管理がされているように見受けられました。次に畑④、半分ほどにウメの木が 6 本とユズが 1 本ありました。下草の方はきれいに刈られておりました。畑⑤、畑⑥、畑⑦、こちらの方は比較的平らな農地で、畑⑤の方が草畑になっておりましたけど、こちらの方にはユズの木が 2 本ほどありました。畑⑥から畑⑦にかけては、キウイの棚が半分ほど掛かっておりました。△△さんですけど、ウメの木やキウイなどの果樹については、そのまま継続して栽培をしていくと。畑④の半分ほどは若干斜面のあと、下の方に行くとき少し平らになるということで、その平らな面を利用して野菜を栽培したいと。それから畑⑦の半分ほどを使ってニワトリを飼う予定だそうです。△△さんは現在教師をしておりまして、□□に住んでいるんですけども、都内の方の学校の教師です。この令和 8 年度末で教師を辞めて移住ということだそうです。農業経験ですけども、家庭菜園程度であるとのこと。以上、よろしくご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(山崎勇委員) 獣害が少し気になる。特に質問するつもりはないが、熊がいるなど。キウイの棚が 2 つある。少し前、農地のキウイの棚に熊が来たことがあるので。あとカキの木がいっぱいあるので、市の方で補助金を出してカキの木を切っていましたよね？栗原委員と一緒に見に行ったが、イノシシはかなり来ている。

(栗原委員) イノシシは確かに来ている。獣道が出来ている。イノシシは対策しなければいけない。

(山崎勇委員) あとニワトリを飼うんだよね。カキの木があるが、よく見たが、あまりなっていないのかな？この景色は素晴らしいですよ。◇◇さんが丁寧に管理して、下草も刈って。あれは維持してもらいたいなど。不動産屋のパンフレットを見ると、家の写真もきれいだ。

(栗原委員) 下の小屋も付いている。

(山崎委員) 小屋も付いている。

(田中委員) 獣害を除けば、環境的には良い場所だ。

(山崎勇委員) この場所は、すごい整備されている。本人が来て決断したんだから、素晴らしい所だと思います。

(議長) ぜひ本人に質問というか、応援の言葉をよろしくお願いします。では、ご本人がいらっしやっていますので、ぜひ質問等、お願いいたします。

(△△氏 入室)

(△△氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、現在までの営農状況や今後の目標など、ご説明をお願いいたします。

(△△氏) □□□在住の△△と申します。今回この土地を検討していて、野菜を作ったり、ニワトリを飼ったりして、親戚だとか、それから何らかのコミュニティを作って、収穫体験とか、この土地を生かしていけたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

(議長) ありがとうございます。ただ今、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(山崎勇委員) 先だって現地を見させていただいて、かなりきれいに整備されていますので、おそらく◇◇さんがかなり管理をされてきたと思いますので、ぜひ引き続いて、きれいに管理の方はお願いしたいと思います。かなり山の方なので獣害の方が気になります。イノシシなどが出てきますので、周り近所の人とかに聞きながら色々やっていただけたらと思います。頑張ってください。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。

(栗原委員) 私も山崎勇委員と一緒に現地を見させていただきました。獣害の話の続きになってしましますが、私が見に行かせていただいた時もかなりの場所でイノシシが掘り起こした跡がありました。あのままの状態ですと、野菜を作るのはかなり難しい。何を作ったとしてもイノシシだとかシカも出ますので、獣害の被害に遭ってしまうのではないかと思います。電気柵だとか物理的な対策が必ず必要になってくるかと思うんですけど、そのあたり、今お考えになっていますでしょうか。

(△△氏) もちろん、必要に応じて設置したいと思います。

(栗原委員) そうですね、この住居のすぐ横あたりも掘られていたので、かなり下の方までイノシシは来ていると思います。どこで作るにしても、しっかり対策を取っていただいた方がよろしいかと思います。よろしくお願いします。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。

(武田委員) 武田と申します。畑を作られるとのことですが、農業体験とかで生計を立てられるということでしょうか。

(△△氏) そうですね。そんなに儲けはないと思いますが。

(武田委員) お仕事の方は辞められて移住するということですか？

(△△氏) はい。

(小澤委員) 小澤と申します。管理機とかそういう機械類はお持ちなんですか？

(△△氏) 芝刈り機とかはありますけれど、これから購入します。

(小澤委員) 分かりました。

(議長) 他にございますか。

(田中委員) この●●地区の隣の●●という地区に住んでいるんですけども、やはり獣害とか、私も昨日サルに落花生をやられてしまって、そういう地区なので是非対策は必要かと思っています。あと、斜面になっているので、耕耘機、管理機等の機械を使う際は気を付けていただいて。怪我の無いように配慮していただけたらと思います。よろしくお願いします。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、ないようですので、終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

(△△氏) はい。ありがとうございました。よろしくお願いします。失礼します。

(△△氏 退室)

(議長) 他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受 6 6 から 6 8 の農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、収受 6 4 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 2 ページ目をご覧ください。収受 6 4、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について。農地法第 3 条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和 8 年 8 月 2 5 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 1 号議案・収受 6 4 朗読)

(議長) 続きまして、収受 6 4 について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) 説明させていただきます。8 月 1 9 日に野崎委員と事務局 2 名と現地を調査してまいりました。場所は 9 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状なんですけれど、一面下草が生えた状態でした。2 筆となっていますが一帯となって管理されております。事務局から聞いた話だとハウスを建てるとのことでした。育苗や出荷調整の作業に利用すると伺っております。譲受人の〇〇さんは新規就農者で五日市ファーマーズセンターに出荷しております。現在は借地のみを使って耕作しているんですけれども、本件で土地を所有して、施設を建てることができれば作業環境が改善出来ると思いますので、本人も今後も頑張っていけるのではないかと思います。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。収受 6 4 の農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。第 2 号議案、番号 1 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。第 2 号議案、番号 1、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和 8 年 8 月 2 5 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 2 号議案・番号 1 朗読)

(議長) 続きまして、番号 1 について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) 第2号議案、番号1について説明させていただきます。地図は10ページをご覧ください。8月19日に大福委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。

(現地案内図 説明)

全面が栗林として使われております。栗のなっている木は6本、4、5メートルくらいの枝のない風化した木とか、幹だけの朽ちた白化した栗の木も残っております。十分な管理が行われている状況ではないと思いますが、下草等はすべて刈り取られておりました。また4分の1くらいの所、北側と西側に細かい網のネットが張られておまして、調査時にはなかったのですが、ちょうど栗の花の咲く時期の初夏には養蜂箱が置かれているのを何回か確認しております。ですから、養蜂が行われている状況かと思えます。以上のことから、農業経営を行っていると思えます。私からの報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(第2号議案・番号2 朗読)

(議長) 続きまして、番号2について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 8月19日に小澤委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇ー〇が自宅となっております、自宅続きの畑なんですけれども、夏野菜が17種類、非常にきれいに管理されておまして、何の問題も無く農業経営をしていると思われます。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、△△△さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(第2号議案・番号3 朗読)

(議長) 続きまして、番号3について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) 8月19日に渡邊委員と事務局2名の計4名で現地調査に行つてまいりました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の方は、きれいにしたてで、本人の〇〇さんも畑を見に行ったら、いらっしゃって、午前中まで抜いてたということで、かなり大きな草が抜かれていた状態で、端のほうに積んで置かれていました。一部、サツマイモが植えてあるということでしたが、ちょっとそこも草

に覆われてなかなか確認がしづらい状況ではあります。〇〇さんご本人も以前は、ニンジンやネギをこの畑で作ってファーマーズに出荷されていましたが、最近はなかなか畑の管理の方も、体力的なものなのか、厳しい状況で、ちょっと草を取るような状況だけになっているような感じでした。なかなか、ちょっと草が多かったですけれども、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。なかなか報告を伺っているとあれですけど・・・頑張っってやっていただきたいと思います。他にご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(第2号議案・番号4 朗読)

(議長) 続きまして、番号4について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 同じく8月19日に現地確認に行ってまいりました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは夏野菜のナス、キュウリ、トウガラシ、ピーマン等を生産しており、直売所の方に出荷しているそうです。〇〇〇〇さんですが、本人も当日草むしりをしておりまして、息子の△△△君が出荷をしているそうです。問題なく営農はされておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(第2号議案・番号5 朗読)

(議長) 続きまして、番号5について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 同じく、19日に現地確認に行ってまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

面積はさほど大きくない小さな畑で、3分の2ほどサツマイモが植えてありまして、栽培の途中でした。他の場所は空いておりますが、去年は落花生等作っていたと思われますので、問題なく営農していると思われます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、△△△さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページをご覧ください。第3号議案、番号1、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和8年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) 8月19日に武田委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

営農状況についてです。相続されたのが1年前ということですが、草刈りがされている状況でございました。直近のGISには、耕耘されていることとなっておりますので、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1から2については関連案件のため、一括で審議いたします。事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和8年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

(第4号議案・番号2 朗読)

(議長) 続きまして、番号1から2について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) 8月19日に堀江委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

番号1の〇〇〇については草刈り済で、△△△-△につきましては、きれいに耕耘されておりました。番号2については、改良工事でクワの木等は抜根され、ゴミ等も片付けられておりましたが、まだ工事が終わって、ちょっとしか経ってないんですけれども、30センチ程の草が生えてしまっていました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 番号2の中間管理権を設定する者の持分が、3分の1と3分の1になっているが、もう一人3分の1があるのか、ないのか。

(小澤委員) 3分の2の了解があればオッケーということなんです。

(小川委員) もう3分の1の人の了解がないから載せてない？

(事務局) 制度上は2分の1以上の同意があれば、中間管理の貸し借りが成立するので、今回は3分の2の同意で貸借が進んだということになります。残りの3分の1の方は確かに存在しているんですけども、同意を貰わずとも貸借ができるので、今回は貰わず進めました。

(小川委員) あそこの草の所が全部きれいになって、全部を借りることにはなっているんだよね？
ここの所を書いてあるのは持分の3分の1の人と、3分の1の人で、もう一人3分の1の人が居るんだけど、その人の名前は出ないと。そういう話ですね。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号1から2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(第4号議案・番号3 朗読)

(議長) 続きまして、番号3について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) 同じく8月19日に現地調査に伺いました。地図は16ページをご覧ください。借り手の〇〇さんは△△の方で、□ヘクタールほどを借りておりますが、ここの所を非常に多く借りておりまして、当日も数名と作業をしておりまして、非常にきれいに使用されておりました。この場所はすでに作付けを済ませておりまして、非常にきれいになっておりまして、今年の秋には収穫できるような形になっております。問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4から7については関連案件のため、一括で審議いたします。事務局、説明願います。

(第4号議案・番号4 朗読)

(第4号議案・番号5 朗読)

(第4号議案・番号6 朗読)

(第4号議案・番号7 朗読)

(議長) 続きまして、番号4から7について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) 同じく8月19日に現地調査に伺いました。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

以前は共同で耕作されていた畑だそうで、確認したところ、番号4にはサトイモ、トマト、ネギ、ナス等の10種類以上の野菜が作付けされておりました。番号5には、サトイモ1柵、

ヤツガシラ 1 柵が作付けされており、残りの部分は耕耘されておりました。番号 6 にはハウスがあり、中にはキャビン付きのトラクター一式、ハンマーモア、管理機等が置いてあり、4 人の方々が一緒に利用されているように思われました。ここにはサツマイモ 1 柵、ヤツガシラ 1 柵が作付けされ、カボチャを片付けた跡がありました。番号 7 にはミニトマト、サツマイモ等が作付けされておりました。以上、状況でした。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 使用貸借で 3 年となっているが、なにか理由がありますか？

(事務局) 詳細まではお聞きしきれていませんが、地主さんのご意向で 3 年になっているのではないかと・・・。

(堀江委員) もともと使われていましたよね。今回載せるのにあたって、とりあえず 3 年という形でと思われますが。

(平野委員) どうして今のタイミングでなったのでしょうか。

(事務局) こちらから特に働きかけたわけではなくて、地主さんの方からやりたいと、お声がけいただいたのが発端になります。3 年というのも堀江委員が仰っていただいた通り、最初だからというのものもあるのかなと思います。

(議長) 他にご質問ございますか？よろしいですか？それでは、ないようですので、番号 4 から 7 の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和 8 年あきる野市農業委員会 8 月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、9 月 25 日、金曜日、午後より、あきる野市役所本庁舎 5 階、503 会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。開始時間は案件数により前後いたしますので、詳細は後日送付する議案書をご確認ください。なお、9 月 1 日、金曜日にも農業委員の任命式、農地利用最適化推進委員の委嘱式及び臨時総会がございますので、ご参加いただく委員については、お手元のご案内をご確認くださいようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後 2 時 19 分